(一)　昭和38年4月15日　毎月1日15日発行　大分市報　昭和24年5月23日（第三種郵便物認可）　第403号

大分市報

発行所　大分市役所
編集兼発行
大分市役所代表者
三木福寿

市長就任あいさつ

合併市町村の融和協調により新産業都市を建設

大分市長　安東玉彦

◇……新大分市の初代市長に就任した安東市長は、四月一日初登庁し、上田前市長職務執行者から事務の引き継ぎを受けると、その日から早速新産業都市の建設を目ざし、市長の仕事を始めました。安東市長は就任に当り、二十二万市民の皆様へ次のようにあいさつをしています……◇

私がこのたび市民多数のご支援により市長の職に就くことを得ましたことは、市民皆様の非常なご厚情とご援助の賜であり、この機会に厚くお礼申し上げます。

私は新大分市の初代市長に就任して、その責任の重大さを痛感するとともに、大分市を明るい近代的な産業都市にするため渾身の努力を捧げる決心をいたしております。

新大分市の前途には、新産業都市の大目標に繋る幾多の重要問題がありますが、私はこれを解決達成するには合併六市町村間の融和協調こそ最も必要なことと考えております。

近代的産業都市の建設を図るには、市民が融合調和し、市民挙げてこの建設に参画し、それぞれの地域がもつ特性に応じた機能的な開発によつて産業基盤と生活環境の整備を図らなければならないと存します。

私は一日も早く市の機構を整備し、地区住民の希望をできるだけ尊重して明朗な市政を行なうため機会をみては旧市町村地区に出向いてその与論を聞き、市民に直結した市政を行ないたいと思つております。

計画的な都市建設

ご承知のとおり、このたびの合併は従来の市町村合併と本質的に異なり、将来近代的産業都市として発展するための先行的な合併でなく、農業政策は当然重視となつてきます。このため国の施策にそつて農業構造改善事業を積極的に進めるとともに、成長部門といわれる果樹、畜産、蔬菜野菜等を中心に立地に即した農業経営の多角化を指導して行きたいと思つております。

国体の受け入れ準備も

このほか、新大分市の前途には幾多の重要問題がありますが、市民一致の協力をもつて解決されることを期待します。

農業構造改善事業を推進

次に新大分市の産業構造をみますと、第一次産業（農業、農林業）が相当数を占めており、新市建設が相当数を占めてはいるが、新市の建設にあたつては商工業のみでなく、農業政策は当然重視となつてきます。このため国の施策にそつて農業構造改善事業を積極的に進めるとともに、成長部門といわれる果樹、畜産、蔬菜野菜等を中心に立地に即した農業経営の多角化を指導して行きたいと思つております。

明朗で清潔な市政を

私は四月一日市長として初めて登庁し、職員一同と今後の市政について語り、公僕精神によつて明朗、清潔な市政を打ち立てることを誓い合いました。

新産業都市大分市の前途は実に洋々たるものがあります。しかしながらこれも市民皆様の深いご理解とご協力なくしてはとうてい実現できません。何卒市民皆様の温いご支援とご協力を切にお願い申し上げます。

安東市長が支所を訪問

新大分市の初代市長に就任した安東市長は四月一日午前八時三十分、職員の出迎えを受けて初登庁し前上田市長職務執行者からの事務引き継ぎをすませると、講堂に職員と支所長代理を集め、就任のあいさつをしました。そして翌二日には早速新市内の五支所を訪れ幹部職員と懇談したあと、会議室に職員全員を集め次のようにあいさつしました。

新大分市の初代市長に就任して先ず最初に皆さんにお願いしたいことは、合併直後であるので皆さんおたがいが協力して市民に不自由や不安を与えないようにしてもらいたいということです。市民と直接結びついているのは第一線にたつみなさんがたです。従つてみなさんは全体の奉仕者たる公務員精神に徹していままでより一層奉仕的精神をもつて勤勉に仕事をしてほしい。

これからは、機会あるごとに各支所に出向き、皆さんとともに新大分市の建設に邁進する覚悟です。

職員にあいさつする安東市長（鶴崎支所で）

中央婦人学級を開設

明るい社会を築くため

市中央公民館では次の要領で中央婦人学級を開設します。申し込みは五月八日から受付けますので希望者は市中央公民館（大分市金池町電話②四九三八番）に口答または電話で申し込んで下さい。募集人員五十名に達したら締め切ります。

一、応募資格　婦人会の未組織地区、婦人学級のない地区の婦人

二、学習内容　明るい社会を築くため「まつりごとをみつめましょう」ということを目標に学習します。

三、学習方法　参加者の中から婦人学級運営委員を選出し、その委員会が、学級生の意思や希望を考慮に入れて、学級生自身の力で運営していく具体的な学習計画をたてることにしています

四、開催日時　五月十七日午後一時半から中央公民館で第一回の婦人学級を開催し、第二回以後の日時については、この日に学級生皆んなで話し合つて決めます。開設期間は五月から昭和三十九年二月までで、毎月一回開きます。

五、その他　運営委員は第一回の婦人学級開催日に選出します。婦人学級の責任者は中央公民館長園田喜平氏です。

4月22日は清掃デー

大掃除や「はえ」「か」の駆除に努めましょう

四月二十二日は清掃デーです。

そこで、四月十九日から二十五日までを清掃週間として、市内一斉に大掃除をしようと市内各地区ごとに計画されたのです。

市内各地区ごとに計画されたのです。

つぎのことをよく読んでみなさんの家庭の内外の整理整頓に努めるようにしてください。

◎不用になつた、野ガメ、肥ダメは「はえ」「か」の発生源となりますので、フタをするようにしましょう。フタを作る場合、市衛生課にご相談下さい。

②「はえ」「か」の駆除

私たちの夏の健康をさまたげ、いろいろな伝染病の媒介をする「はえ」「か」は今のうちに駆除しましょう。

「はえ」の駆除

「はえ」が卵をうみつけて「うじ」が発生する場所は便所、ゴミ箱、肥溜、畜舎、堆肥舎、下水等で、ここに発生した「うじ」は成虫になるため、その周辺の土中にもぐつて「さなぎ」となり越冬し暖かくなると成虫になります。そこで、駆除の適期である今のうちに駆除しておきましょう。

「か」の駆除

「か」はいろいろな形で冬を越し、その年に成虫になります。また、成虫は物置、戸袋、床下等にひそんでおり、幼虫は肥溜、溜水防火用水、墓地の花立のなかなどにひそんでいますので、風通しをよくし、水をかえたり、薬剤を散布したりして駆除いたしましょう

以上の方法で「はえ」「か」を駆除し、引き続いて今年の夏を健康ですごすように努めましょう。

春に多い大火事

一人一人が気をつけましょう

春は全国的に大火の多い季節です。その主な原因をあげてみますと次のとおりです。

一、気象の関係

春は空気が乾燥し強い風の吹く日が多いので、普通では火災にならないような小さな火でも火災になること があります。そしていつたん火災になると乾燥しているので火のまわりが早く大火になり易いのです。

二、家を留守にする機会が多い

行楽シーズンでハイキングや花見、又は旅行等で外出する機会が多くなり家を留守にしがちです。このような人のいない家から火災がおきた場合は発見がおくれるため大火になります。

三、心の油断

春になると、ぽかぽかと暖かくなり、今までの厳しい寒さから解放され身も心もほつとして一時的に緊張感がとれます。そのため心に油断ができて火気の取り扱いがおろそかになりがちです。

以上が春の火災の大きな原因となつていますので、市民の皆さんは次のことがらによく注意して火災を出さないようにお願いします

一、火を使つたときは後始末を完全に行ない、必ず消火を確かめて下さい。

二、出かけるときは火気を使用した場所わ器具をよく調べること特に電気器具は必ずさしこみを抜いておくことです。

三、寝るときは床に入る前に家の内外を見まわり、万一にそなえてバケツに水をくんでおくことなども必要です。

四、老人や子供の寝室は安全に避難できるように注意するとともに、木造の建物ではできるだけ二階には寝せないようにしたいものです。

防火の心得について簡単にのべてみましたが、わずかこれだけのことに注意するだけでも、ほとんどの火災は防ぐことができます。一人一人が注意して大分市から少しでも火災を無くすようお願いします。

合併地区めぐり (2)

旧大南町

旧大南町は、大分県のほぼ中央に位置し、市の中心部より十二キロのところにあります。町の中央部を大野川が貫流し、潺々たる工業用水をたえています。国道十号線の快適なドライヴコースが走り周囲は歴史の足跡を止める夜明九六位、鶴ケ城の山々にかこまれた風光明媚なところです。昭和二十九年三月当時の戸次町、判田村吉野村、竹中村の一町三村が合体合併し、面積一一三、九平方キロ人口一九、四八五人の新町が誕生し、財政基盤の確立と共に「一円融合、生々発展」を町是として勤勉で計画性を持つた住民精神を涵養し、新町建設を急ピッチに推進しました。大南町の名も大分市の南という意味もありますが在書にある「大南図南」から二字をとり町村前町長を中心に新町村建設事業は一円融合平等の理念のもとに推進され、なかでも有線放送施設による意思の流通、道路網の完備による共同作業化の推進、労働力確保のための国民健康保険の全町実施、水道の普及等秀れた実績は早くも昭和三十二年三月総理大臣表彰の光栄に浴するところとなり一躍県下にクローズアップされました。昭和三十五年には共同事業の財政確立のため県下のトップを切つて四単位農協の合併が行なわれました。全体の七四パーセントにあたる二、五六五戸が農業を営みその中二、五四五戸が農協に加入しており年間取扱高は三億円に達するようになり、合併以来積み重ねられた努力が豊かに実つた感じです。新農協の力は町の原動力ともなつて立派な役割を果しています。役所の施策と町民の意思が適切に合致し着実に発展して行く

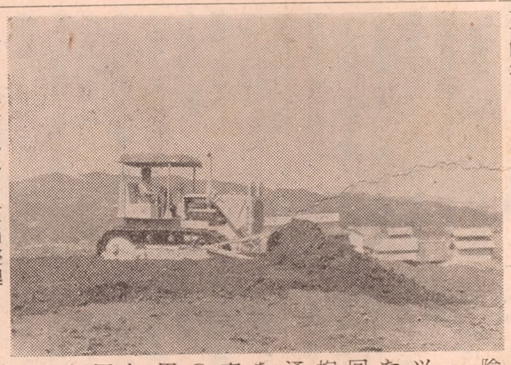

吉野地区における区画整理と共同畜舎の建設工事

険の力として昭和三十一年にこれも県下のトップを切つて開設された有線放送は、一日三回の行政放送と一日平均四〇〇〇回にのぼる通話で全国にもその名を知られています。一方農産物では戸次牛旁の名で知られている特用作物は勿論煙草、茶しいたけ、そ菜類の共同出荷も行なわれ、牛旁畑七〇ヘクタール長芋畑一五ヘクタールからうみだす産物をも加えて年間一億五千万円の取扱高を示しています。こうした共同化は収入面にもおよび共同作業によつて生まれる明るい生活が実現されて来ました。又労働力の確保と生活改善の意味から自保簡易水道施設を施したことは有線放送と共に地方自治の本旨である住民福祉の具現と言ることでしょう。専用水道と共に七四パーセントの町民がこの恩恵を受つているので保健衛生は極度に向上していますこの間学校の新改築は着々と進められ三月完成した判田小学校を最後に八校の新改築が新町九年間に完了しております。こうして従来の実績と相俟つて県下の三ケ所の農業構造改善事業の一般地域の一つとして指定を受け、事業費四億三千万円又旱害対策と畑地灌漑に本年指定を受けた吉野ダム三億二千万円等で更に新しい農業基盤の町づくりに邁進しております。

この外消防面では県消防学校が戸次に新築され今後県下消防行政に貢献することでしょう。一方、県経済農協連合会の養鶏センターも門前台地に近代的施設を備えて完成し、十万育すうによる農家配布と多数養鶏指導は今後の新しい工業公園都市の一環として新鮮な野菜と牛乳と卵の供給源となる一方溪谷を開発してハイキングコースを作り、山には行楽客の目を楽しませる落葉樹の植林等、そう遠い夢ではなくなりそうです。

その外昨年大分県百景に選定された吉野の臥竜梅、県下一の吊橋筒井大橋、楠木生の大楠、鶴ケ城址、長曾我部公園、大内古墳があり絶好のハイキングコースとなつています。

躍進する国民健康保険

福祉向上へ大きな役割

新しい大分市の誕生により、国民健康保険も大きく躍進してきました。

被保険者は約七万九千人、加入世帯は二万を超えることになりました。又内容についても漸次改善をはかり、今までより被保険者の福祉向上に大きな役割を果すよう努力していますので、皆様の一段のご協力をお願いいたします。

ここで新大分市の国民健康保険の内容、届出などについて概略をお知らせしましょう。

事務は今までどおりです

国民健康保険の事務のうち、直接被保険者に関係のある事務は、今までどおり市役所（旧大分市地区）及び各支所、出張所で取りあつかいますので、いろいろな証や給付金などは市役所、又は支所に申し出て下さい。

被保険者となる人は

大分市に住所のある方で、職場の健康保険にはいつていない方は全部国保の被保険者になります。なお生活保護をうけている方や外国人とその家族は除かれます。

届けはどうなるか

次のような場合は、世帯主は必ず十日以内に市役所又は支所（出張所）に届け出て下さい。

㈠資格取得届　世帯主又は家族の方に、あらたに国保の被保険者の資格ができたとき

(イ)転入、(ロ)出生、(ハ)他の社会保険がなくなつたとき㈡生活保護が廃止されたとき

㈡資格喪失届　世帯主又は家族の方が、国保の被保険者の資格を失つたとき

(イ)転出、(ロ)死亡、(ハ)他の社会保険ができたとき、㈡生活保護をうけたときになつたとき

㈢変更届　住所、氏名や世帯主が変わつたとき、又は世帯が分離或は合併したとき

届出は遅れないように

会社などの退職や転所からの転入などにより、国民健康保険の被保険者の資格がなくなるにもかかわらず、届出をしてない方は、市役所や支所の係に至急届出て下さい。届出が遅れると、後からまとめて税はさかのぼつて徴収され一度に多額の保険税を納めなければなりません。

市内での移動

住所が市内で移動した場合、もとの市町村の税又は他の市へ移動した場合は、自動的に税が変わりますので、被保険者証ももとの役所に返納し、新しい地区の役所で新しい被保険者証の交付をうけて下さい。

すべて届出のときは、印鑑、被保険者証及び他の社会保険に加入したときは、その被保険者証をご持参下さい。

国保についてのお問い合せ

国民健康保険についての届出、申請その他ご質問などがありましたら市役所又は支所の国民健康保険係に問い合せ下さい。

被保険者証はどうなるか

もとの市町村で発行した被保険者証は、あらかじめ指定してある有効期限まで使うようにします。

指定期限は、各地区では昭和三十一年三月三十一日が有効期限となつていますので、まだとりかえないでください。

なお、各支所で至急とりかえますから、お問い合せください。

給付の内容を改善

国民健康保険は、病気や、けがのとき給付をうけることを中心としていますが、このほか次のような給付金をさしあげます。

病気のこと、育児のことなど、どしどし保健婦にご相談下さい。又従来、もとの市町村で、それぞれ特色のある健康増進の事業が行なわれていましたが、これらも更に強化して行くことになりましょう。

保険税の計算は旧市町村別に

国民健康保険の予算編成の基礎となる税額を旧市町村別に計算することになりますので、いろいろな税率で計算されていますが、これを新大分市の税率で計算しなおして納めていただくことになります。

なお七月までは二十七年度の税額を納期の数であん分した額を従来に納付していただくことになります。

病気の治療は治るまで

以前は同じ病気又はけがで発病した他の病気についても、診療を始めてから三年経つと、治らなくても、保険で診療ができなくなり、長期の療養のとき、つづけておられましたが、この期間が改正され、治るまで保険の診療をうけられることになりました。

保険給付金

病気や、けがのとき、育児のとき、葬祭費などの給付をうけられる場合も含みます。

②被保険者の方が出産され、その赤ちゃんを引き続いて育てるときは育児手当金として一千二百円。

③被保険者の方が、不幸にして死亡されたときは、そのお葬式をされた方へ葬祭費として二千円。

被保険者の家庭を巡回する保健婦さん

国民健康保険ではこのほか、被保険者の健康をまもり、増進をはかるため必要な施設をしています。

在宅患者の保健、療養指導、乳児の育児相談その他一般の健康相談など病気の予防に国民健康保険の保健婦が、保健所の保健婦さんと一体となつて、それぞれの地区を担当し、皆さんのよき相談相手となつています。

病気のこと、育児のことなど、どしどし保健婦にご相談下さい。

保険給付金

保険者の資格ができたとき

(イ)転入、(ロ)出生、(ハ)他の社会保険がなくなつたとき㈡生活保護が廃止されたとき

㈢資格喪失届　世帯主又は家族の方が、国保の被保険者の資格を失つたとき

(イ)転出、(ロ)死亡、(ハ)他の社会保険ができたとき、㈡生活保護をうけたときになつたとき

㈢変更届　住所、氏名や世帯主が変わつたとき、又は世帯が分離或は合併したとき

届出は遅れないように

会社などの退職や転所からの転入などにより、国民健康保険の被保険者の資格がなくなるにもかかわらず、届出をしてない方は、市役所や支所の係に至急届出て下さい。

市民映画劇場

新しい割引証を配付

市民映画劇場では、三月末日で無効となりました、三十八年度の割引証を配付しています。

なお、三月末日で無効となりました、三十八年度の割引証を配付しています。

市民の皆様に、文化的な映画を通じておくばりします。

市民の方法については従来とかわりありません。ただ新市の方のため、市民映画劇場の趣旨を簡単に説明しますと、最近の映画産業が映画の内容について自ら非常に優秀な映画を制作するようになりましたので、これらの優秀映画を指定し、広く一般市民に観覧してもらい、教育振興の一環としてもらうため、昭和三十一年七月に開設しました。

この映画劇場では、映画協会が毎年、優秀な映画を、市民各層から選定委員が選び、指定するフィルム選定委員会を設けることになつています。

なお、割引入場料は市報に掲載いたしますので、割引証の利用方法とともに、割引証の交付の方法などは、市報をよく御覧下さい。

割引券を配布した老人会館

娯楽施設も完備した老人会館

四月十五日から開館

大分市は、おとしよりのしあわせをまもるため、大分市老人会館を三月二日熊野磨宮神社の境内に建設しました。

この会館は、建坪約六〇坪の木造平屋建、近代的な建築様式のなかに、モダンな手法が取り入れられており、二十六畳敷きの大広間に八畳の入浴設備、これに炊事場、洗面室等が設けられています。

また、娯楽施設としてはテレビ、ラジオ、囲碁、将棋、図書、茶道等が完備されており、おとしよりの健康増進、学習また一日をゆつくり楽しく、ここで過すことができるようなさく、老人クラブ等の集会にも利用できるようにしてあります。

会館では、昨年以来、内容の装備を良いでおりましたところ、この程万端の準備が終わり、四月十五日から皆さんにご利用していただくことになりました。ご遠慮なく皆様の会館をお使い下さい。

老人会館の設立目的や事業内容など次のとおりです。

①設立の目的

この会館は、市内のおとしよりの楽しい憩いの場として、その集会や教養娯楽に、その他生活上の問題を始め、健康、職業、身上等の各種相談の場に施設を開放して老人の福祉を高めようとするものです。

②事業の内容

会館は、次の事業を行ないます

1、老人（老人クラブ）の各種集会に場所を提供する。

2、老人の身上、職業等の各種相談に応じる。

3、講演会、研究会等を開催し、教養をたかめる。

4、娯楽施設や図書を備え付け、楽しい一日が過ごされるようにする。

5、老人クラブの指導育成を図ろう。

6、老人に関する各種資料を集めて老人福祉の研究をする。

③利用の申込要項

個々にご利用の場合は、直接に会館受付の管理員にお申しいで下さい。

また、団体でご利用の節は、一時に多数のお申し込みが予想されご利用にご迷惑がかかりますので、必ず前日までに市役所社会課で使用許可書をおとりになるようお願い致します。

④利用料は無料です

⑤利用時間は、午前九時から午後五時までです

⑥その他

一般の方々の利用はご遠慮願います。

会館でおくやみの一時を過ごされる老人たち

大分市消防長に池辺登氏就任

池辺登氏

大分市では、専任消防長として元大分警察署長の池辺登氏を四月五日付けで発令しました。

就任に当り池辺消防長は次のようにあいさつしています。

私達の日常生活のなかで、もつとも身近かな災害といえば火災の問題がほとんど火による火災によるものです。つまり火の取り扱いの不注意や不完全な器具の使用あるいは設備の欠陥などによつて大事にいたつています。こんなことはかような不注意や怠慢から発生する災禍と巨額な損害を一掃し、不安のない明るい住みよい社会をつくるため努力して行きたい。皆さんも火災に対する認識を深め、火の取り扱いについては十分な注意を平素から心がけ、これを習慣ずけることによつて火災を未然に防ぐようご協力願います。

【略歴】

・明治四十三年十月六日生
・昭和二十六年五月日警察署長
・昭和二十六年十月警察署長
・昭和二十八年十二月大分県警察学校長
・昭和三十年六月県警察部警備課長
・昭和三十一年四月警察部警備書記課長
・昭和三十四年三月中津警察署長
・昭和三十五年八月大分警察署長
・昭和三十八年一月警察本部警務部付

建設業者の入札登録申請を受けつける

昭和三十八年度に大分市が発注する建設工事の入札に参加しようとする方は、業種別にかかわらず次の要領により、指名願を市土木課に提出して下さい。

①提出期限　四月末日まで

②提出先　大分市土木課（ただし支所の地域に住所または事所を有する建設業は地区の支所を経由して下さい）

③提出書類　建設業者登録申請書と証明書・代表者履歴書・営業証明書（過去満二年以上営業していることの証明）・定款及び役員名簿

寄付のお礼

【総額参万五千円也】

市社会福祉協議会では三月二十六日より三月末日まで次の方々から香典返しにかえて寄付をいただきました。ご方情にたいし厚くお礼申し上げます。

香典返し寄付

一子町一丁目　増沢　久子殿
南一子三丁目三組　友永　新一殿
鶴町五組　岩尾　喜子殿
下白木　安部　正殿
鶴町二組城崎住宅吉賀　政子殿

坂ノ市支所関係

坂ノ市小学校火災復旧資金寄付

一金一万円　故父（正人殿）の香典返し、姫野治人氏

右同

一金一万円　故夫（敏一殿）の香典返し、内田ヒサエ氏

右同

一金一千円　故夫（孫左衛門殿）香典返し、大塚キヲ氏

右同

一金一万円　故母（マツ殿）香典返し、熊谷久吉氏

小坂井小学校建築資金

一金参千円　故母（ツギ殿）香典返し、藤川通義氏

料理教室の学級生を募集

今年度の料理教室をつぎの要領により開設いたしますのでご希望の方はお申し込み下さい。

一、主催　大分市中央公民館

二、会場　大分市中央公民館

三、講師　栄養士申婆節子先生

四、学習目標

健康で幸せな家庭を作る上から食生活は必要かぐことのできないものです。その点から経費をかけずにしかもバランスのとれた栄養をとるにはどうしたらよいかという年間を通して学習し、それを実習にうつすことを目標に開設します。

五、学習内容

①栄養についての基礎知識（理論）

②調理実習

③期間及び日時

(イ)期間五月から昭和三十九年二月まで月一回

(ロ)第三週の木曜日午前九時半から

六、学級の種別

一学級　定員五十名（実習は三十名のみ）

七、申込について

①申込先、大分市中央公民館（料理教室係）

②申込期日

五月七日から受付を開始して定員に達したら締め切ります

③申込方法　電話又は口頭で申し込むこと

④参加資格　旧大分市在住者に限る

⑤費用については材料費のみで一回五十円程度

旧軍人加算恩給

該当者の申告

加算恩給該当者については昭和三十七年八月、履歴申告書の提出をお願いしましたが、該当者で未提出の方は市役所社会課並びに各支所へ申告提出して下さい。

また、加算年数については地域別年別により異るので、詳細については市役所社会課並びに各支所へご相談下さい。

一、加算年は終戦前までは一か月が三か月であつたが本法では地域年別により異る

二、支那全域は昭和十二年より昭和十六年までは一か月が三か月以後は一か月が、二か月となります

三、朝鮮、台湾は加算がありません

四、昭和二十年九月三日以後抑留期間は加算がありません

元金鵄勲章を受けた人へ

元金鵄勲章を受けた人は四月二十五日まで次の事項を適宜の用紙に記入して、市社会課または各支所へ提出して下さい。

①功級②年金又は賜金額③勲記番号④受賞年月日⑤住所、氏名